

森町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森町ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関し、森町広告掲載に関する要綱（平成19年8月21日施行）及び森町広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲と優先順位)

第2条 広告を掲載する順位は、各号の順序とする。

- (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある企業等で、町内に事業所を有する者の広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の私企業で町内に事業所を有する者並びに町内で活動している団体の広告
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者の広告

(広告の掲載位置及び規格)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページ及びその他ページで町が指定した位置とする。

- 2 掲載する広告の規格及び枠数は別に定めるものとする。
- 3 広告は、前項の規格に基づき広告主が作成し、経費は広告主の負担とする。
- 4 広告の内容、デザイン、リンク先の内容等については、町の信頼性等を損なうことのないよう町と事前に協議しなければならない。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

			料金区分			
			トップページ		その他ページ	
			バナー	テキスト	バナー	テキスト
掲載期間	1ヵ月	掲載料	10,000円	5,000円	6,000円	3,000円
		割引率	0%	0%	0%	0%
		割引後掲載料	10,000円	5,000円	6,000円	3,000円
	3ヵ月	掲載料	30,000円	15,000円	18,000円	9,000円
		割引率	5%	5%	5%	5%
		割引後掲載料	28,500円	14,250円	17,100円	8,550円
	6ヵ月	掲載料	60,000円	30,000円	36,000円	18,000円
		割引率	10%	10%	10%	10%
		割引後掲載料	54,000円	27,000円	32,400円	16,200円
	12ヵ月	掲載料	120,000円	60,000円	72,000円	36,000円
		割引率	15%	15%	15%	15%
		割引後掲載料	102,000円	51,000円	61,200円	30,600円

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1ヵ月単位で最長12ヵ月とし、更新を妨げない。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告掲載期間内に、町のサーバ等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告主は、町長が指定する期日までに、町の発行する納入通知書により、広告掲載料を一括納入するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。